



平成30年7月14日
内閣府（防災担当）

永田クラブ、経済研究会、国土交通記者会 へ貼り出し

平成30年7月豪雨による災害に係る 被災者生活再建支援法の適用について（愛媛県）

1. 平成30年7月豪雨による災害について、愛媛県から、住宅に多数の被害が生じ被災者生活再建支援法に定める自然災害に該当するものと認め、同法を適用する旨の報告があった。
2. 今後、以下の区域において、住宅が全壊した世帯、大規模半壊した世帯等については、申請により被災者生活再建支援制度が適用され、住宅の被害程度に応じて基礎支援金が、住宅の再建方法に応じて加算支援金が、公益財団法人都道府県センターから支給される。

該当区域	支援法 適用日	適用基準 (支援法施行令)	住宅被害(世帯)		
			全 壊	半 壊	床上浸水
今 治 市 (いまばりし)	7月5日	第1条第2号	11	—	—
八 幡 浜 市 (やわたはまし)	7月5日	第1条第1号	調査中	調査中	101

注：上記の数値は平成30年7月13日（金）12時00分現在の愛媛県からの報告による。
同数値は今後の調査によって変動することがある。

<参考>

1. 支援金支給の仕組み（法第18条）
被災者生活再建支援金は、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支給する制度であり、その1/2については国が補助することとされている。
2. 対象となる自然災害（施行令第1条）
今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第1条第1号（災害救助法施行令第1条第1項第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害）及び第2号（10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害）に該当することによる。
※ 愛媛県の人口は1,385,262人（平成27年国勢調査による）であり、1,000,000人以上2,000,000人未満であることから、滅失1,500世帯以上で災害救助法施行令第1条第1項第2号に規定する別表第2に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合に該当し、災害救助法第2条に規定する政令で定める程度の災害が発生した市町村の判断には、同法施行令別表第3に定める住家が滅失した世帯の数が基準となる。
八幡浜市の人口は、34,951人（平成27年国勢調査による）であり、人口30,000人以上50,000人未満であることから、滅失30世帯以上で第1号に該当。
（「滅失1世帯」＝全壊1世帯＝半壊2世帯＝床上浸水3世帯）

※ 愛媛県においても同時発表。

本件問合せ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（事業推進担当）付
横沢、上田
TEL 03-5253-2111（内線51403）
03-3501-5696（直通）